年金記録問題検証委員会（第６回）　議事要旨

１．日　時　　平成 19 年８月 23 日（木）14 時から 17 時

２．場　所　　中央合同庁舎第２号館　第２会議室

３．出席者

（委員会）　松尾座長、金田委員、川本委員、齊藤委員、野村委員、東田委員、屋山委員
　　五木田参与、碓井参与、清水参与、平野参与

（総務省）　関行政評価局長、伊藤審議官　ほか

４．主な議題

⑴　前回以降の動き（事務局報告）

⑵　システム関係の調査の進捗状況

⑶　コンプライアンス関係の調査の進捗状況

⑷　その他の調査について

⑸　今後の進め方等

５．会議経過

⑴　事務局から、8 月 6 日の第 5 回委員会以降の動きとして、「国民からの情報提供」の受付状況（8 月 22 日までの受付件数 149 件。うち、当委員会の調査・検証に資すると考えられる情報提供は 43 件で、前回委員会以降は 14 件。）などについて、説明があった。情報提供の例は次のとおり。

・　基礎年金番号導入以前も、厚生年金と国民年金でそれぞれ一人一つの年金手帳記号番号を持つことが原則であったが、実際には、事業所からの届出等に手帳記号番号が記載されていない場合には、新しい番号を付番し、一人が複数の番号と年金手帳を持つことにつながった。

・　かつては、本庁職員が地方に異動する際に、職員組合による「天下り反対闘争」などが展開されていた。

⑵　システム関係の調査の進捗状況について、社会保険庁のシステムを開発・運用しているＮＴＴデータと日立製作所に対するヒアリング結果も含めて委員から報告があり、意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。

・　オンラインシステムの導入当時、そのシステムを採用したことは誤りではなかったが、その後の運用に問題があった。

・　ＮＴＴデータ、日立製作所の両社と社会保険庁は、オンラインシステム導入後エラーが生じていたことは認めているが、エラー率などの詳細な記録が現存しておらず、検証を困難にしている。

・　資格喪失者分の年金記録の漢字氏名をカナ氏名に変換した際に、ある漢字をどう読むかについてのルールを定めた変換コードは、昭和50年代に日立製作所が作成したが、残っておらず詳細が不明。
・　一般に、どういうシステムを作ってもエラーが出るのは避けられず、完璧なシステムは難しい。エラーをどう改善・解消していくかが重要。
・　エラー及びその修正を記録にとどめること、エラーデータを客観的にモニタリングできるようにしておくことが重要。
・　当時から国民の方の記録や記憶と社会保険庁の記録が食い違う事例があった。どういう契機でエラーが発見されたかをもとに、エラーの発生原因を分析してシステムを改善していくべき。

(3)　コンプライアンス関係の調査の進捗状況について参与から報告があり、意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。
・　社会保険庁から取り寄せた社会保険庁職員による着服事案のうち、納付記録に影響を及ぼすおそれのあり、悪質と思われる保険料着服事案12件について、実地調査を行った。
・　手口のパターンとしては、例えば、①保険料の納付に対して納付者に偽造の領収書を交付して詐取する、②納付者に正式な領収書を発行した上で保険料を着服し、着服額に相当する書類を引き抜いて破棄するなどがある。
・　着服された被保険者本人に催告書が送付されて発覚するのを防ぐため、「納付拒否者」として登録し、催告書が送付されないようにした事例がある。
・　着服事案があった社会保険事務所では、その発生原因を究明し、事務処理要綱を改正するなど組織として再発防止策を講じている。例えば、複数人で共用していたオンラインシステムへアクセスできる磁気カードについて、個人識別性を持たせたなど。
　しかし、このような事例を全国的な反省の教材としているかについては心許ない。再発防止の観点から、現場の職員に情報が広く共有されることが重要。

(4)　その他の調査についての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。
・　今回の問題に関し、社会保険庁として、例えば三層構造の問題をどう認識し、記録問題にどうつながったと考えるのかを、明確にさせる必要がある。
・　三層構造の問題は、3 つの採用区分自体が問題ではなく、社会保険庁という組織を背負って立つ人材を育ててこなかった、本庁組がすべての地方の社会保険事務局の幹部になるという人事慣行により、ガバナンスの弱い組織、一体感のない組織になっていったのではないか。

(5)　今後、委員会やワーキンググループを何度か開催し、報告書のとりまとめに努力すること、報告書案の起草については、基本的に、事務局が素案を起草する部分と委員が素案を起草する部分を決め、それぞれ作成されたものをもとに委員会として議論していくこととなった。

（文責　事務局）